



～弁護士の女房のつぶやき～

冷蔵庫



夜中に水を飲もうと台所に行くと、静まりかえった部屋の中でひとりわざわざモーター音が鳴り響いていました。音の主は冷蔵庫。我が家の中古冷蔵庫は2000年製で、前年の型落ちということでお特に購入した品です。我が家にきてもう25年が過ぎました。長年の労働に疲れているか時折モーター音が高くなります。昔の型なので野菜室が使いにくくなんだか野菜を駄目にしてしまう頻度が高いとも感じています。「こんなに音が高くなればもうこの冷蔵庫は潮時かな～。そろそろ選手交代かなあ。新しい冷蔵庫を買おうかな～」と12月はわくわくしながら考えていました。▲冷蔵庫は一番奥が見えるように品物を入れるのがいいそうです。要するにものを入れすぎない。冷蔵庫に品物を入れっぱなしにしない…。わかってはいるのですが、自己分析をすると「またいつか使うから…。」「まだ、賞味期限まで時間があるから…」と考えており、つい入れっぱなしになってしまふくらいがあります。新しい冷蔵庫がくればそういうことが解消されると勝手な希望を膨らませていました。▲年末は我が家で親族の食事会を予定していましたし、子ども達の帰省もあります。綺麗な部屋、綺麗な冷蔵庫で客人を迎えたく(来客に冷蔵庫を開けられても大丈夫なように 笑)、一念発起して冷蔵庫の中身の片付けをはじめました。床に新聞紙を広げ庫内の品を全て出し、賞味期限をチェックして分別。不要な品は処分。庫内の棚を引っ張り出して洗う、という作業です。私の手の届かない奥の方にもう随分前に買った品が入っていたり、かさばって見えなくなった箇所に食品があつたりで、反省しながらの作業でした。しかし、やり出すと綺麗になることが嬉しくて仕事がはかどります。冷蔵庫は庫内のモノが減り、スッキリピカピカになりました。▲出入りの電気屋さんがもってくるカタログを見ては、新機種の冷蔵庫に心がときめきます。これまでも新品の冷蔵庫が欲しくて何回か主人に相談したのですが、「まだ使える。壊れてはない」「子どもの仕送りが終わってから…」などで購入に至らずで、…でもこの冷蔵庫はまだ製氷機もきちんと作動しているのです。立派なものです。▲もう25年も働いてくれている冷蔵庫。きれいに片付いた冷蔵庫を眺めて、もうしばらく我が家で大事にしようと思った年末でした。

2000年製の冷蔵庫。よく働いてくれます♡→

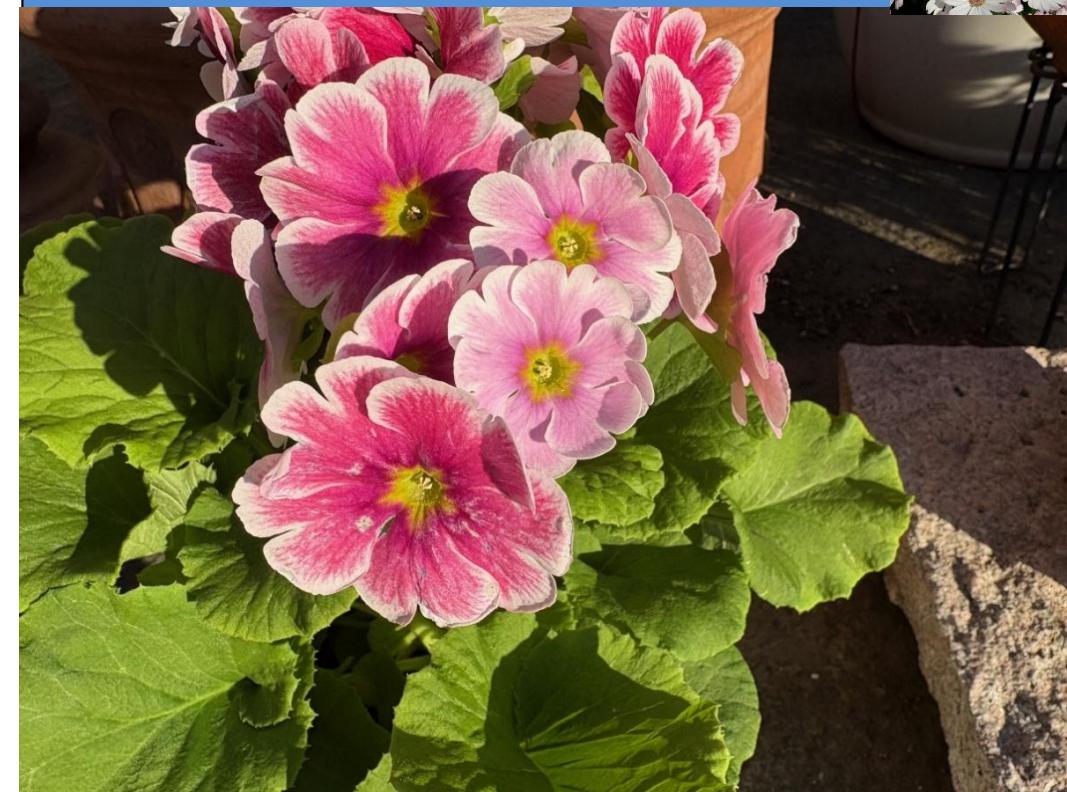
樺八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.47 令和8年 冬号

宮崎市橋通東 4-1-27 パークコート橋通 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2026年
冬号



プリムラオブコニカ

この花は中国西部の原産で、日本ではサクラソウの園芸品種として流通しています。花色が豊富で開花期が長く日当たりが悪くても花を咲かせる多年草です。花言葉は「初恋」「青春」「しとやかな人」…。早春に他の花に先駆けて咲く可愛らしい花です。



お役立ち情報室

相続について

No.3 手続き



人が亡くなったときに家族などがその残産を引き継ぐ「相続」は、ときに大きなトラブルに発展することがあります。ご自身が亡くなったとき、あるいは家族や親族が亡くなったときに、大切な財産をトラブルなくスムーズに引き継ぐためにも、基本的なルールや仕組みを理解し必要な準備を行ったり、家族で話しあったりすることはとても大切です。相続について3回に渡ってお伝えしましたが、今回はその最後になります。

相続発生後から3年以内にする手続き

～相続登記の手続き・死亡保険金請求の手続き～

●相続財産に不動産が含まれていた場合には、その不動産の所在地を管轄する法務局に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割が成立しこれによって不動産を取得した相続人も「不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内」に手続きをする必要があります。

相続登記は2024年4月から義務化されており、正当な理由がなく登記申請を怠った場合は、10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象になります。

なお、2024年4月1日より以前に相続が開始している場合はこの日から3年以内(2027年3月31日まで)に登記を完了する必要があります。

他の相続人と連絡が取れない場合や遺産分割協議がまとまらず3年以内に相続登記が間に合わない場合は「相続人申告登記」という制度を利用して罰則を免れることもできます。相続人申告登記は、不動産の所有権そのものではなく、不動産の相続人である旨を登記するものです。各相続人は単独で相続人申告登記を申請できますので、遺産分割が長引いて登記の期限に間に合わないようであれば積極的に利用されるといいです。ただし、相続人申告登記をしたとしても、不動産の所有権の取得について、第三者への対抗要件を具備したことにはなりません。不動産の所有権を確実なものとするためには、いずれは正式な相続登記(所有権登記)を申請する必要があります。

●生命保険の死亡保険金請求権は、被相続人の死亡から3年が過ぎると消滅して

しまいます。被相続人の生命保険の受取人になっている方は時効にならいうちに手続きが必要です。

相続発生後から5年以内までにする手続き～遺族年金・未支給年金の受給申請

被相続人の遺族の生活保障を目的とした遺族年金と、被相続人が死亡時点で受け取っていない未支給年金の受給は、被相続人が亡くなってから5年以内に申請する必要があります。遺族年金と未支給年金のいずれも被相続人によって生計を維持されていた遺族であれば受給できる可能性がありますので、該当する場合には受給要件を確認して申請されてください。



～相続手続きの全体的な流れ～

	時期:相談手続きの内容		時期:相談手続きの内容
相 続 発 生 か ら 7 日 ～ 14 日 後 ま で	早めに ●金融機関への連絡 ●公共料金などの名義変更手続き	10 ヶ 月 ～ 1 年 後 ま で	早めに ●遺産分割
	7日以内 ●死亡届の提出		10ヶ月以内 ●相続税の申告
	10日以内 ●厚生年金(共済年金)の受給者死亡届		1年以内 ●遺留分侵害請求(遺言書などにより法定相続分の2分の1以下しか相続できなかった場合)
3 ヶ 月 ～ 4 ヶ 月 後 ま で	14日以内 ●国民年金(共済年金)の受給者死亡届 ●国民健康保険証の返却 ●介護保険の資格喪失届 ●世帯主変更届	2 年 ～ 5 年 後 ま で	2年以内 ●葬祭費や埋葬料の申請 ●高額医療費の申請
	早めに ●相続人や相続財産の調査 ●遺言書の有無の確認		3年以内 ●不動産の相続登記 ●生命保険の請求
	3ヶ月以内 ●相続放棄		5年以内 ●遺族年金、未支給年金の受給申請
	4ヶ月以内 ●所得税の確定申告(被相続人の準確定申告)		